

## 建材トップランナー制度 原則

### イ) 対象範囲の考え方

#### 原則 1

対象範囲は、一般的な構造、用途、使用形態を勘案して定めるものとし、①特殊な用途に使用される建築材料、②技術的な測定方法、評価方法が確立していない建築材料であり、目標基準値を定めること自体が困難であるもの、③市場での使用割合が極度に小さい建築材料は、原則として対象範囲から除外する。

### ロ) 区分設定及び目標基準設定の考え方

#### 原則 2

特定熱損失防止建築材料はある指標に基づき区分を設定することになるが、その指標(基本指標)は、熱損失防止性能と関係の深い物理量、機能等の指標とし、最終消費者のニーズ又はその代表性を有するものとして設計事務所、ハウスメーカー、工務店、建築事業者等が建築材料を選択する際に基準とするもの等を勘案して定める。

- ・基本指標は、①当該建築材料に係る基本的な物理量等当該建築材料の熱損失防止性能と関係の深いものから、②最終消費者のニーズ又はそれを代表した設計事務所、ハウスメーカー、工務店、建築事業者等の選択基準等を勘案して定める。
- ・基本指標は基本的には1つであることが好ましいが、最終消費者のニーズ又はそれを踏まえた設計事務所、ハウスメーカー、工務店、建築事業者等の需要に対応するために(例えば、その指標を考慮しないとニーズが高いにもかかわらず建築材料を市場に提供できない事態が生じるような場合に対応するために)、必要に応じて複数の基本指標を導入することも可能とすることが適当である(原則4参照)。

#### 原則 3

目標基準値は、同一の熱損失防止性能を目指すことが可能かつ適切な基本指標の区分ごとに、1つの数値又は関係式により定める。

- ・区分毎の目標基準値の設定方法としては、数値により目標基準値を設定する方法と関係式により目標基準値を設定する方法の2通りがある。
- (1) 数値により目標基準値を設定する場合
- ・省エネを最大限進める観点から、区分の範囲は可能な限り広範囲に高効率な数値を設定することが好ましい。しかしながら、建築材料の原料、製造方法が異なっていること等により、同一の熱損失防止性能を目標基準値とすることができない場合にあっては、別の区分を設け、その区分における目標基準値を定めることとする。

- ・また、熱損失防止性能と連続して相関のある要素がない場合等には、熱損失防止性能に影響を与える機能を基本指標として設定し、この基本指標に応じて一つの数値を設定する。

## (2) 関係式により目標基準値を設定する場合

- ・特定熱損失防止建築材料の中には、区分を定め目標基準値を1つの数値により設定することが、適切ではない場合がある。
- ・基本指標の増加に伴い必然的に熱損失防止性能が悪化（改善）し、区分内の目標基準値を1つの値により設定した場合、トップランナー方式であるが故に、区分内で最も熱損失防止性能の目標の達成が容易となる建築材料に製造が集中し、最終消費者又はそれを代表する設計事務所、ハウスメーカー、工務店、建築事業者等の多様なニーズを満たすことが困難となることが考えられるため、関係式により目標基準値を表すことが適当である。
- ・また、上記の関係式により目標基準値を設定した場合、ある基本指標の範囲でニーズが高いにもかかわらず、技術的対応可能性が無く目標値の達成ができない場合が考えられる。
- ・このような場合にあっては、基本指標の範囲により別の区分を設け、区分された基本指標の範囲における最も効率のよい建築材料の分布点を包括する関係式を求め、これを目標基準値とする。
- ・なお、このように別の区分を設ける場合には、区分が分かれる基本指標において、熱損失防止性能に影響を与える技術的、構造的な差異があることが必要である。

### 原則4

区分設定に当たり、付加的機能は、原則捨象する。ただし、ある付加的機能の無い建築材料の熱損失防止性能を目標基準値として設定した場合、その機能を有する建築材料が市場ニーズが高いと考えられるにもかかわらず、目標基準値を満たせなくなることにより、市場から撤退する蓋然性が高い場合には、別の区分（シート）とすることができる。

- ・機能を勘案して、別の目標基準値の関係式を定める場合は、別の区分（シート）とする。

### 原則5

高度な熱損失防止技術を用いているが故に、高額かつ高熱損失防止性能である建築材料については、区分を分けることも考え得るが、製造事業者等が積極的に熱損失防止性能の優れた建築材料の販売を行えるよう、可能な限り同一の区分として扱うことが望ましい。

- ・高度な省エネ技術を用いている建築材料について、同一の区分として扱うことにより、製造事業者等にとっては、これらの建築材料を販売することにより、基準達成が容易になることから、これらの建築材料を積極的に販売するインセンティブとなる。
- ・また、熱損失防止性能の高い建築材料は、価格が高いものであっても、建築物の光熱費等が低減され

ることから、結果的に経済的なものとなる場合が多い。仮に、ランニングコストにより省エネ技術の導入費用が回収できないほど価格が高い建築材料についても、当該建築材料の普及により、建築材料価格の低下が図られることが期待できる。

- ・このため、高度な省エネ技術を用いている建築材料についても、技術的な差異に着目した区分は設けず一つの区分として取り扱うことが望ましい。
- ・ただし、この際において高額な熱損失防止性能の高い建築材料のみを勘案して基準値を策定することも考えられるが、一定のコスト内である程度の熱損失防止性能を求める市場のニーズを一定程度配慮する必要がある場合には、当該点を考慮して基準値の策定を行うべきである。

## 原則 6

1つの区分の目標基準値の設定に当たり、特殊品は除外する。ただし、技術開発等による効率改善分を検討する際に、除外された特殊品の技術の利用可能性も含めて検討する。

### (1) 特殊品の考え方

- ・目標基準値の設定に当たっては、以下のような建築材料は、多様な市場ニーズへの対応、安全問題等への配慮、一層の熱損失防止技術の革新等を阻害するおそれが高いことから、特殊品として除外することが適当である。
  - ・使用目的、使用用途が特殊であり、主として特注品、受注品等の形態で生産されており、量産されていない建築材料。
  - ・企業イメージ向上等の為に、原価割れで販売されている蓋然性が相当程度高いと認められる建築材料。
  - ・安全性、信頼性に関する評価が確立していない等により、技術的に未成熟と認められる建築材料。
  - ・特殊な技術を用いた建築材料であり、全体の中で、当該建築材料のシェアが現時点において相当程度低く、将来においても不確定要素が大きいと認められる建築材料であって、当該技術を用いた建築材料の熱損失防止性能を目標基準値として設定した場合、広く用いられている技術を用いた建築材料が存在し得なくなり、極度に市場をゆがめたり、他の技術の改善・革新を阻害するおそれの蓋然性が相当程度高い建築材料。
- ・市場ニーズに直結する性能・機能を捨象していることから、高い熱損失防止性能を実現している建築材料があり得る。この場合、原則3に従って区分することとなるが、当該区分に属する建築材料がごく少数の機種（1～2機種）しか存在せず、目標基準値を設定することが困難な建築材料。

### (2) 特殊品の目標値への反映

- ・目標基準値の設定に当たり、技術開発等による効率改善分を検討する際に、除外された特殊品の技術の利用可能性も含めて検討する。

## ハ) 目標年度の考え方

### 原則 7

目標年度は、特定熱損失防止建築材料の開発期間、将来技術進展の見通し等を勘案した上で、3～10年を目処に建築材料ごとに定める。

- ・目標達成に必要な期間は、現行の熱損失防止性能と目標基準値との関係、従来からの熱損失防止性能の改善の程度により異なると考えられるが、目標年度の設定に当たっては目標達成に必要な当該特定熱損失防止建築材料の開発期間、設備投資期間、将来の技術進展の見通し等を勘案した上で、適切なリードタイムを設けることが適当であると考えられる。一方で、目標年度までの期間が長すぎる場合には、逆に目標達成に向けた具体的な開発計画の策定が困難になる等の支障を来すおそれもある。これらを踏まえると、3～10年を目安として設定することが適当である。
- ・なお、特定熱損失防止建築材料毎に現行の熱損失防止性能と目標基準値との関係、従来からの熱損失防止性能の改善の程度、建築材料開発期間、設備投資期間、将来の技術進展の見通し等により異なることから、目標年度は建築材料毎に異なったものとするが適当である。

## 二) 達成判定方法の考え方

### 原則 8

目標年度において、目標基準値を達成しているかどうかの判断は、製造事業者等ごとに、区分ごとに加重平均方式により行う。

- ・加重平均方式は、目標値以上の熱損失防止性能を有する建築材料をより多く生み出すことにより、真に市場が必要としている建築材料であれば目標値を下回るものであっても市場に投入し得る余地を生み出すことを可能とするものである。このため、製造事業者等に対して、更に熱損失防止性能の高い建築材料を市場に投入しようとするインセンティブを付与することができ、個々の建築材料の熱損失防止性能の一層の向上が期待できる。さらに、当該判断方法の効果により、特定熱損失防止建築材料の多様性を確保することも可能となる。

## ホ) 測定方法の考え方

### 原則 9

測定方法は、内外の規格に配慮し、規格が存在する場合には、可能な限りこれらと整合性が確保されたものとするが適当である。また、測定方法に関する規格が存在しない場合には、建築材料の使用実態を踏まえた、具体的、客観的かつ定量的な測定方法を採用することが適当である。

- ・測定方法については、特定熱損失防止建築材料の使用実態を踏まえたものである必要がある。また、国際規格、JIS等の任意規格又は強制規格等により、測定方法が制定されている場合には、可能な限り当該測定方法を採用し、内外の規格と整合性を確保することが適当である。また、前述の測定方法が存在しない場合にあっては、具体的、客観的、定量的なものである必要がある。